府中市告示第１６７号

地方自治法第２４３条の２第１項及び府中市会計事務規則第３４条の規定に基づき、公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定した者に、当該事務を委託したので、地方自治法第２４３条の２第２項及び府中市会計事務規則第３５条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月２８日

府　中　市　長　　高　野　律　雄

１　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社ヤマザキ
東京都府中市寿町１－６－３

２　履行者及び履行場所
ヤマザキ府中店
東京都府中市寿町１－６－３

３　指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
府中市一般廃棄物指定収集袋取扱業務
家庭系廃棄物処理手数料

４　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和８年９月１日

５　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による委託をした日
令和８年９月１日

６　委託期間
令和８年９月１日から令和９年３月３１日まで